（５）原子力災害発生時の対応～児童生徒在校時～

原子力災害発生

※　原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

国、県及び関係市町村等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）内に設置され、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

（県・市町村災害対策本部から指示・伝達）

※　災害対策本部を設置する可能性のある市町村は、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の１３市町村。

災害対策本部を設置しない学校であっても、原子力災害の発生した町及びその周辺市町村から通学している児童・生徒の有無を確認し、該当者がいる場合には、その地元市町村の災害対策本部と連絡を取り、災害対策本部の指示に従う。

全面緊急事態宣言発出後の対応

発出基準
- 全非常用炉心冷却装置の注水不能
- 全非常用直流電源の喪失
- 炉心の損傷発生を示す原子炉格納容器内の放射線量の検知　など

	放射性物質放出前	放射性物質放出後
予防的防護措置を準備する区域：PAZ Precautionary Action Zone 施設から半径約５km圏内	**避　難**	
緊急時防護措置を準備する区域：UPZ Urgent Protective action Planning Zone いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の各市町村全域	**屋内退避**	緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量率 実測値をもとに範囲を定め、避難等の指示 → 空間放射線量率が１時間あたり500μSv以上 **避　難（数時間以内）** → 空間放射線量率が１時間あたり20μSv以上500μSv未満 **一時移転（１週間以内）**

初期対応	１　校長：児童生徒に校舎内待機を指示し、市町村対策本部に対応を確認 ⇩ １　校長：市町村対策本部の指示を職員に周知 ２　担任等：保護者への連絡
「屋内退避」 **指示が出た場合** ⇩ **引渡し**	１　校長：職員に業務を指示（２～５） ２　教頭：時系列に記録 ３　事務長：重要書類の保管と搬出書類の準備 ４　各担任：児童生徒の教室内退避と安全指導 ５　養護教諭：児童生徒の健康観察状況の集約と救護 ⇩ １　校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知 ２　担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒の引渡し
「避　難」 **指示が出た場合** ⇩ **引渡し**	１　校長：職員に業務を指示（２～６） ２　教頭：施錠確認 ３　事務長：重要書類の保管と搬出 ４　各担任：児童生徒の誘導順序を確認し、移動用車両へ誘導 ５　養護教諭：児童生徒の健康観察状況の集約と救護 ６　担任外：児童生徒の誘導補助 ⇩ １　校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知 ２　担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒の引渡し
「一時移転」 **指示が出た場合**	１　校長：職員に業務を指示（２～６） ２　教頭：施錠確認 ３　事務長：重要書類の保管と搬出 ４　担任等：児童生徒の一時移転先の確認

【学校における避難計画の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編において、学校の管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてることとされている。

(ｱ) 避難実施責任者
(ｲ) 避難の順位
(ｳ) 避難誘導責任者及び補助者
(ｴ) 避難誘導の要領及び措置
(ｵ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
(ｶ) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
(ｷ) 避難者の確認方法
(ｸ) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
(ｹ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

※ ＰＡＺ、ＵＰＺの区域に所在する学校では、各市町村地域防災計画に基づいて、避難計画を整備する必要がある。その他の市町村に所在する学校では、避難者の受入体制や事故情報の伝達に関する計画が必要となる。

（６）土砂災害警戒時の対応　～児童生徒在校時～

土砂災害警戒情報発表後の対応

発表基準｛土石流と崖崩れを対象にし、大雨警報発表後に土砂災害の起こるおそれが高くなった場合に県と気象台が共同で発表する。

土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

※　自校が土砂災害警戒区域内に所在しているか否かは、予め各市町村または県土木部砂防課もしくは最寄りの建設事務所に問合せて確認しておく。
【土砂災害警戒区域の検索】https://www. pref. fukushima. lg. jp/sabou/newmain. html
【土砂災害危険箇所の検索】http://www. pref. fukushima. lg. jp/sec/41045c/kikenkasyo. html

１次対応	１　校長：児童生徒に校舎内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び土砂災害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務の指示（２～４）及び教育委員会へ連絡 ２　担任等：児童生徒の校舎内待機と安全指導 ３　総務班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象・防災情報の収集・整理、地域災害対策担当課、気象台、警察、消防からの情報収集 ４　避難誘導班：交通機関の運行状況、交通状況の確認
２次対応 引渡し	１　校長：業務の指示（２～６） ２　教頭：時系列に記録 ３　事務長：重要書類の保管と搬出書類の準備 ４　各担任：保護者への連絡、児童生徒へ翌日以降の連絡 ５　総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応 ６　避難誘導班：児童生徒への下校指導（気象・防災情報、土砂災害発生時の留意点）、待機児童生徒の引渡し

がけ崩れ	土石流	地すべり
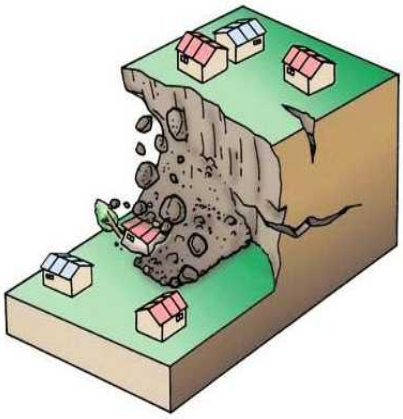	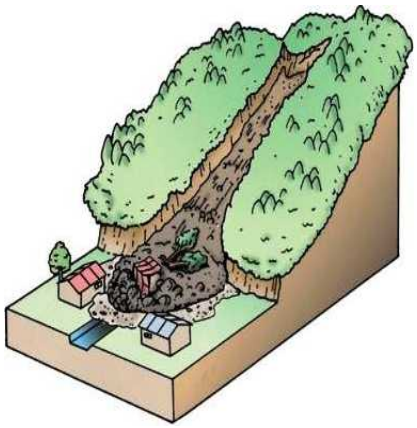	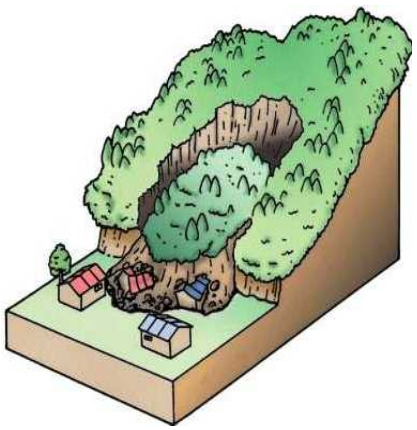
降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象 （降雨以外に、融雪および地震が原因となって発生することもある。）	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象	雨水や雪どけ水が地中の粘土のようなすべりやすい地層にしみ込んで、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象
【前兆現象】 ○がけに割れ目が見える。 ○がけから水が湧き出る。 ○がけから小石がパラパラと落ちてくる。 ○木が揺れたり傾いたりする。	【前兆現象】 ○山鳴りや異常な臭いがする。 ○急に川や沢の流れが濁り流木が混ざって流れてくる。 ○雨が降り続いているのに川や沢の水位が下がる。	【前兆現象】 ○沢や池の水が濁ったり、減ったりする。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水が噴き出す。 ○山の木が裂ける音がする。

※ 土砂災害防止法に基づく。

避難勧告等発令後の対応

発令基準 ｛ 居住地域に重大な被害を及ぼす土砂災害が発生するおそれがあると予想される場合に各市町村が発令する。

（市町村災害対策本部から指示・伝達）

※　市町村によって、発令基準や指示・伝達の方法が異なるので、学校が所在する市町村役場の担当部局に問合せて確認しておく。

避難の指示	○避難経路確認担当者は安全確認し教頭へ報告 ○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示
避　　難	○教師は出席簿を携帯し、児童生徒の誘導 ○教師から児童生徒への指示（頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等） ○気象・防災に関する情報収集のためラジオ等を持参 ○地域住民等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導 ○第１次避難場所で危険な場合は、第２次避難場所に速やかに移動 降雨の状況や学校周辺の地形及び校舎の構造等を総合的に判断し第１次避難場所として土砂流入に耐えうる高層階への垂直避難も選択肢として考慮する。
避難場所での対処	○担任は人員を確認し、教頭へ報告 ○養護教諭は負傷者への対応
災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
１次対応	１　本部長：業務の指示（以下２～４） ２　総務班：児童生徒の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約（ラジオ等から気象・防災に関する情報、各班からの報告） ３　避難誘導班：待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査 ４　救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡
２次対応	１　本部長：各班の報告から、翌日以降の教育活動を実施するかどうするかを決定し、業務の指示（以下２～５）及び教育委員会へ被害状況報告 ２　総務班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応 ３　避難誘導班：道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し安全指導、避難場所に待機させる児童生徒に対し保護者への連絡と引渡し ４　救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置

保護者への引渡し　※引渡し完了後、本部長へ報告

（７）ガス爆発事故発生時の対応　～児童在校時～

事　故　発　生

事故発生の連絡が入ったら直ちに 児童の安全確保	○教頭は事故の状況の情報を収集し，校長へ報告（**常磐共同ガス４３－３１４８**） ○担任は、出入り口の確保と二次災害の防止 ○教師から児童へ指示（配慮を要する児童等への対応）→次頁参照（場所毎の指示） ○爆風等によるけがを予想し、教室等の待機場所にて指示を待つ
校舎外避難の指示	○避難経路確認担当者は安全確認し教頭へ報告 ○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示
避　　難	○教師は出席簿を携帯し、児童の誘導 ○教師から児童への指示（頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等）
避難場所での対処	○担任は人員を確認し、教頭へ報告 ○養護教諭は負傷者へ対応
災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
１次対応	１　本部長：業務の指示（以下２～７） ２　総務班：児童の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約 ３　避難誘導班：待機児童の安全確保、健康観察、通学路の状況調査 ４　救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡 ５　消火・施設点検班：行方不明者捜索、消火、施設の被害状況調査 ６　搬出班：校長室、事務室、職員室、耐火書庫等の状況把握と搬出すべき重要書類等のリストアップ ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の安全確認
２次対応	１　本部長：各班の報告から、繰上げ下校か、翌日の教育活動を実施するかどうするかを決定 し、業務の指示（以下２～７）及び教育委員会へ被害状況報告 ２　総務班：保護者向け情報のメールの一斉送信、災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応 ３　避難誘導班：（繰上げ下校の場合）道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童に対し安全指導、学校に待機させる児童に対し保護者への連絡と引渡し ※　二次災害の危険がある場合は、児童全員を学校待機とし、保護者に直接引き渡すことを原則とする。その際の連絡はメールの一斉送信とする。 ４　救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置 ６　搬出班：重要書類等の搬出、保管 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の開設準備

保護者への引渡し　※引渡し完了後、本部長へ報告

～基本的な安全確保の対応～

ア　授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場　所	共　通　事　項	個　別　事　項
普通教室	○教師の指示による安全確保の的確な指示する（頭部を保護する、窓・壁際・棚・ロッカーから離れる） ○避難経路を確保する ○火気使用中であれば消火する ○児童の人員等状況確認や周囲の安全を確認する ○爆発による二次災害に備え、児童等を落ち着かせる	○火気使用中であれば消火を指示する
特別教室		○実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機器を止める、火を消す）
体育館		○中央に集合させ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうがよい場合もある）
運動場		○建物、サッカーゴールや鉄棒等の固定遊具から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示する
プール		○すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する ○避難準備を指示する（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）
図書室		○書棚から離れるよう指示する

イ　始業前、休み時間、放課後（教師と児童等が離れている場合）

場　所	児童の行動 （日常の防災教育の中で予め指導）	教　職　員　の　対　応
階段､廊下、トイレ等	○落下物や倒壊物に気をつける ○爆風等が収まり、教師の指示に従い、避難場所に避難する ○周囲の安全確認をする	○一斉放送等により全校に指示する ○教職員は手分けして児童等の安全確保、指示誘導する ○校舎外にいる児童等の安全確保、負傷者の応急手当をする
運動場、中庭等	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近く、サッカーゴールや鉄棒、ジャングルジム等の固定遊具から離れる ○低い姿勢をとり頭部を保護し広い場所の中央で待機する	

（７）ガス爆発事故発生時の対応～登校時・下校時～

事故発生

災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
１次対応	１　本部長：業務の指示（２～７） ２　総務班：時系列の記録、事故情報と地域の被害状況及び道路・交通機関の状況に関する情報収集 ３　避難誘導班：在校している児童の把握と安否確認 ４　救護班：負傷者への対応 ５　消火・施設点検班：消火、施設の被害状況調査 ６　搬出班：校長室、事務室、職員室、耐火書庫等の状況把握 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の安全確認
２次対応	１　本部長：各班の報告・地域の被害状況・近隣校の情報から、翌日の教育活動を実施するかどうかを決定、教育委員会へ１次対応時点での被害状況報告、業務の指示（２～７） ２　総務班：児童及び保護者向け情報のメールの一斉送信、災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応 ３　避難誘導班：道路状況、交通機関の運行状況を踏まえ下校させる児童への安全指導、学校待機児童の保護者への連絡と引渡し、安否未確認児童の安否確認 ４　救護班：負傷者への対応、保護者への引渡し ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止の表示等危険回避措置 ６　搬出班：重要書類等の搬出、保管、校長室、事務室、職員室の整理 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の開設準備
３次対応	１　本部長：各班の報告から状況把握、児童の安否確認と教育活動実施に向けた業務の指示（２～７） ２　総務班：外部への対応、修繕箇所のリスト作成 ３　避難誘導班：安否未確認児童の保護者との対策協議、学校待機児童の引渡し ※　停電や断水を伴うような事故の場合は、児童全員を学校待機とし、保護者に直接引き渡すことを原則とする。その際の連絡はメールの一斉送信とする。 ４　救護班：負傷者への対応、保護者への引渡し ５　消火・施設点検班：校舎内整理 ６　搬出班：校舎内整理 ７　避難所開設・運営支援班：避難場所運営の支援
翌日の業務指示	１　本部長：各班の報告から状況把握、翌日の業務を指示

（７）ガス爆発事故発生時の対応～夜間・休日等～

事故発生

災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、各教職員は各自の役割確認
１次対応	１　本部長：業務の指示（２～７） ２　総務班：時系列記録、災害情報の集約 ※周辺視察は児童の登校が可能かという視点で ３　避難誘導班： ４　救護班： ５　消火・施設点検班： （３～５：施設の被害状況調査） ６　搬出班： ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の安全確認
２次対応	１　本部長：各班の報告・地域の被害状況・近隣校の情報から、翌日の教育活動を実施するかどうかを決定、教育委員会へ１次対応時点での被害状況報告、業務の指示（２～７） ２　総務班：児童及び保護者向け情報のメールの一斉送信、災害用伝言ダイヤル録音 ３　避難誘導班：児童へ翌日の連絡 ４　救護班：校舎内整理 ５　消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止の表示等危険回避措置 ６　搬出班：校舎内整理 ７　避難所開設・運営支援班：第１次避難場所の開設準備
翌日の業務指示	１　本部長：各班の報告から状況把握、翌日の業務を指示

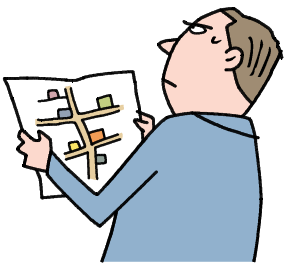

3　避難所開設と運営の支援

Ⅰ　目的

当校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

Ⅱ　マニュアルの構成

1　日常における収容避難所に必要な事項の確認

（1）避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画

避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

【避難所における学校施設の利用計画（例）】

No.	利用目的	利用予定場所の例
1	避難場所	屋内運動場（体育館） オープンスペース①②　校庭テント（第2次）
2	管理運営所（連絡所）	職員室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	職員室、放送室
5	情報掲示場所	玄関
6	ゴミ集積場所	校舎北側
7	仮設トイレ	校舎北側
8	救援物資集積場所	多目的室、配膳室
9	救援物資配付場所	インターロッキング
10	臨時遺体安置所	校庭北側体育倉庫
11	仮設電話設置場所	児童昇降口
12	風呂	校庭南側
13	更衣室	音楽室（男）、PC 室（女）
14	洗濯場	アカシヤ教室のオープンスペース
15	物干し場	校舎南側犬走り
16	ペット置場	校庭東側
17	介護室	保健室
18	喫煙場所	校門外
19	相談室	教育相談室
20	調理室	家庭科室・理科室
21	給水室	家庭科室・理科室
22	救急車用駐車場	駐車場

（2）利用配置図

別紙資料１５－２　参照

（３）校門・校舎・体育館等の鍵の保管

勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

【○○学校の避難所開設に伴う鍵の保管管理票（例）】

施設	鍵No.	職　　名	鍵保有者氏名	備　　考
体育館	1	教　　頭	緑川　広美	湯本二小災害対策副本部長
	2	教務主任	武者　吉洋	湯本二小災害対策副本部次長
	3	市役所管理班		学校施設開放管理運営委員長
	その他			

※　玄関の鍵の保有者（機関）の確認もしておく

（４）避難所の開放・運営に係る役所・役場の確認

いわき市の地域防災計画により、当校に対し避難所としての開設要請を行い、また開設後の避難所管理運営を行うのは市役所災害対策本部となる。

その担当課は次のとおりである。

収容避難所管理運営	市役所災害対策本部
連　絡　先	市役所健康福祉課 電話　２２－７４５０

（５）その他、収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

災害救援物資が搬入される場合は、その保管場所を明示する。

【災害救援物資の状況一覧表】

別紙参照

2　避難所開設及び運営に係る協力・支援

校長等は、いわき市災害対策本部より避難所開設の要請があった場合には、避難所として開放する校舎等の区域をいわき市災害対策本部と協議の上開放する。

校長等は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、臨時休校についても協議・報告する。

（1）学校災害対策本部における支援マニュアル

地震発生

学校災害対策本部設置

避難所開設に係る支援

いわき市災害対策本部の対応	学　校　の　対　応
○学校への避難所開設要請	○避難所開設承認
○避難所管理責任者を学校へ派遣	
○開放場所とその運営について学校側と協議	○避難所管理責任者と協議 ・開放場所とその施錠・解錠等について ・避難所運営の支援について ＜教職員在校時＞ ・避難所開設について教職員に周知、避難者受入れ体制の準備 ＜夜間・休日等＞ ・校長の指示により予め決めている第1次開放区域の解錠準備 ○避難所を開設する旨を教育委員会へ報告するとともに、状況により臨時休業について協議・報告

避難所運営への支援

避難所開設直後の対応

○避難所開設区域における避難者地域の指定 **○避難者の誘導** ○避難所の運営 ・避難者の管理 ・避難所の環境衛生、防火防犯対策 ・食糧生活物資の請求・保管・仕分け・配布	○避難所開設直後の協力・支援 ・避難者の誘導、使用場所の指示 ・避難所の水道・トイレの維持管理 ・災害弱者への配慮 ・その他

避難所長期化への対応

○連絡所の設置
○避難者名簿作成、各種書類整備
○避難所周辺の被災状況の把握
○避難所の日常業務の管理

○避難所運の設置

いわき市運営責任者
営委員会
校長等施設管理者

運営委員長
（避難者代表）

庶務班	避難者の管理、各班との連絡調整
	行政区役員 ＰＴＡ役員（PTA 会長） 教務主任
環境管理班	避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策
	行政区役員 ＰＴＡ役員（PTA 副会長） 養護教諭
食糧物資班	食糧・生活物資等の請求・保管・仕分け
	行政区役員 ＰＴＡ役員（PTA 副会長） 体育主任
各室責任者	各室への連絡調整、生活物資等の仕分け・配布
	行政区役員

○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力

・庶務班への協力

・環境管理班への協力

・食糧物資班への協力

○避難所としての学校施設使用状況に関する教育委員会への報告

避難所閉鎖

○避難者の居住先の確保

○避難所閉鎖による学校施設等の通常状態への回復

（２）校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

１　避難所開設直後の対応
（１）校長等施設管理者の役割　　（※避難者が既に校庭等に集合しており、いわき市災害対策本部からの避難所管理責任者、避難所開設員が未到着の場合。）
①　応急的な措置～必要な生活スペースを、学校が予め定めておいた開放優先順にしたがって開放
②　避難所管理責任者、避難所開設員到着まで代行が想定される初期対応業務
（なお、これについては、（いわき市災害対策主管課と事前に協議が必要）
ア　避難所開設のいわき市災害対策本部への第一報
イ　避難所開設地域における避難者地域の指定
ウ　災害弱者（寝たきり老人、障がい者等）への配慮
エ　大量避難者対応のためのテント設置
オ　受入れ人数、食料・寝具等の必要数等、避難所の状況等のいわき市災害対策本部への報告
（２）避難所開設・運営支援班の役割
（なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に調整が必要）
①　飲料水・生活用水の確保
②　電気・照明器具、燃料の確保
③　トイレの表示・維持管理
④　負傷者に対する応急措置
⑤　救援物資の要請・受入れ・管理
⑥　施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理
⑦　避難者との連絡窓口の設置、情報提供
⑧　学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検・整理

２　避難長期化への対応
（１）校長等施設管理者の役割
①　長期化する場合、避難所管理責任者の代行が想定される業務
（なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に協議が必要）
ア　連絡所の設置
イ　避難者名簿の作成、各種書類の整備
ウ　避難所周辺の被害状況の把握
エ　避難所日常業務の管理
オ　避難所運営委員会の設置
（２）避難所開設・運営支援班の役割（※　避難所開設直後の対応継続及び以下の項目）
①　共同炊き出しへの協力
②　ボランティア受入れへの対応
③　避難所内の秩序維持、盗難防止、防火管理

4　授　業　再　開　に　向　け　て　の　対　応

（１）１次対応（被災状況の把握と当面の見通し）

学校災害対策本部の設置

○学校災害対策本部を設置し災害状況調査を指示（本部長）

⇩

災害状況調査

○施設・設備、電気・ガス・水道・電話の点検（消火・施設点検班）
○教職員及び家族の安否、住居の被災状況確認（総務班）
○児童及び保護者等の安否、住居の被災状況確認（避難誘導班）
○地域（通学路）の被害状況確認（消火・施設点検班）
○避難所の状況確認（避難所開設・運営支援班）

⇩

善後策の検討及び教育委員会への報告

○本部は各班からの報告を受け善後策を検討、本部長が対応を指示
（学校教育活動を即再開するのか、復旧に向けた活動をするのか、当面の措置及び対応策の指示）
○本部長は教育委員会へ災害状況と当面の措置について報告

（２）２次対応（仮再開に向けた対応）

二次災害の防止と仮再開に向けた対応

○二次災害の防止と再開に向けた業務指示（本部長）
○校舎等被害に対する応急処置、教室確保
○校舎等の安全点検、危険箇所の表示
○ライフライン、仮設トイレの確保
（消火・施設点検班）
○児童等の心理的不安への対処と状況把握
○避難移動した児童の就学手続きに関する臨時的措置
（救護班）
○他施設の借用及び仮設教室の建設等、教室の確保
○校舎等施設の修繕計画の立案と教育委員会との協議
（総務班）
○廃棄・破損物品の整理と救援物資等の受入れ（搬出班）
○避難所の運営（避難所開設・運営支援班）
○通学路の安全点検
○臨時登校の連絡
（避難誘導班））

⇩

児童の被災状況を把握する臨時登校・家庭訪問

○児童の動向、避難先等の把握
○避難移動した児童の把握
○教科書、学用品等、被害状況の確認
○保護者への連絡方法の確認
○通学の安全指導
（避難誘導班）
○心理的不安への対処と状況把握（救護班）

⇩

学校災害対策本部の解除と仮再開へ向けた業務の推進

○施設及び児童の状況から仮再開の時期決定（校長）
○教育委員会への被害状況と見通しの報告及び緊急支援の要請（校長）
○仮再開に向けた業務指示（校長）
○臨時学級編制と教職員の配置（教務部）
○指導計画の確認と指導教員の割振り（学習指導部）
○臨時教室の割振りと臨時時間割の作成（教務部・学習指導部）
○心理的不安への対処のためのスクールカウンセラーの派遣要請（校長）
○児童へ仮再開の連絡（教頭）

⇩

仮再開

（３）３次対応（完全再開に向けた対応）

完全再開に向けた計画立案と再開時期の決定

○完全再開に向けた計画立案（校長）
○修繕箇所等の集約、事務長への報告（教頭）
○施設設備の修繕予算見積書の作成（主事）
○教育委員会との予算に関する協議及び完全再開時期の決定（校長）
○完全再開までの見通しに関する保護者への通知（教頭）

⇩

完全再開

◆資料①

湯本二小緊急連絡用（引渡し）カード

年　組 氏　　名	年　　組	性別	
現　　住　　所	〒		
緊　急　連　絡　先	住所 自宅TEL（　　） 携帯TEL（　　）	自宅以外の連絡先（名称・TEL）	
本校在学の兄弟姉妹	年　　組	年　　組	

緊　急　時　の　引　受　人
（学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む）

	引受人氏名	電話番号	本人との関係	徒歩による登校に要する時間	引受確認
1					
2					
3					

引渡日時	月　　日　　時	引渡場所	校庭 体育館 教室 その他（　　）
引渡人氏名			
引渡後の連絡先	氏名	TEL	

＜備　考＞

（注）（1）裏面に自宅付近図をご記入下さい。
（2）必要事項を記載後、学校へご提出下さい。

◆資料②

情　報　連　絡　体　制

○　自然災害発生

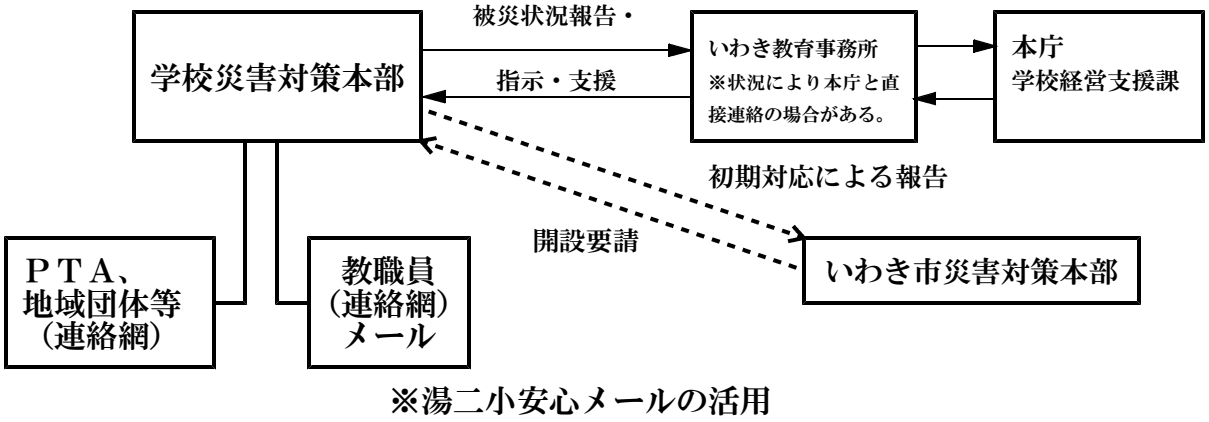

※湯二小安心メールの活用

○　その他の災害発生

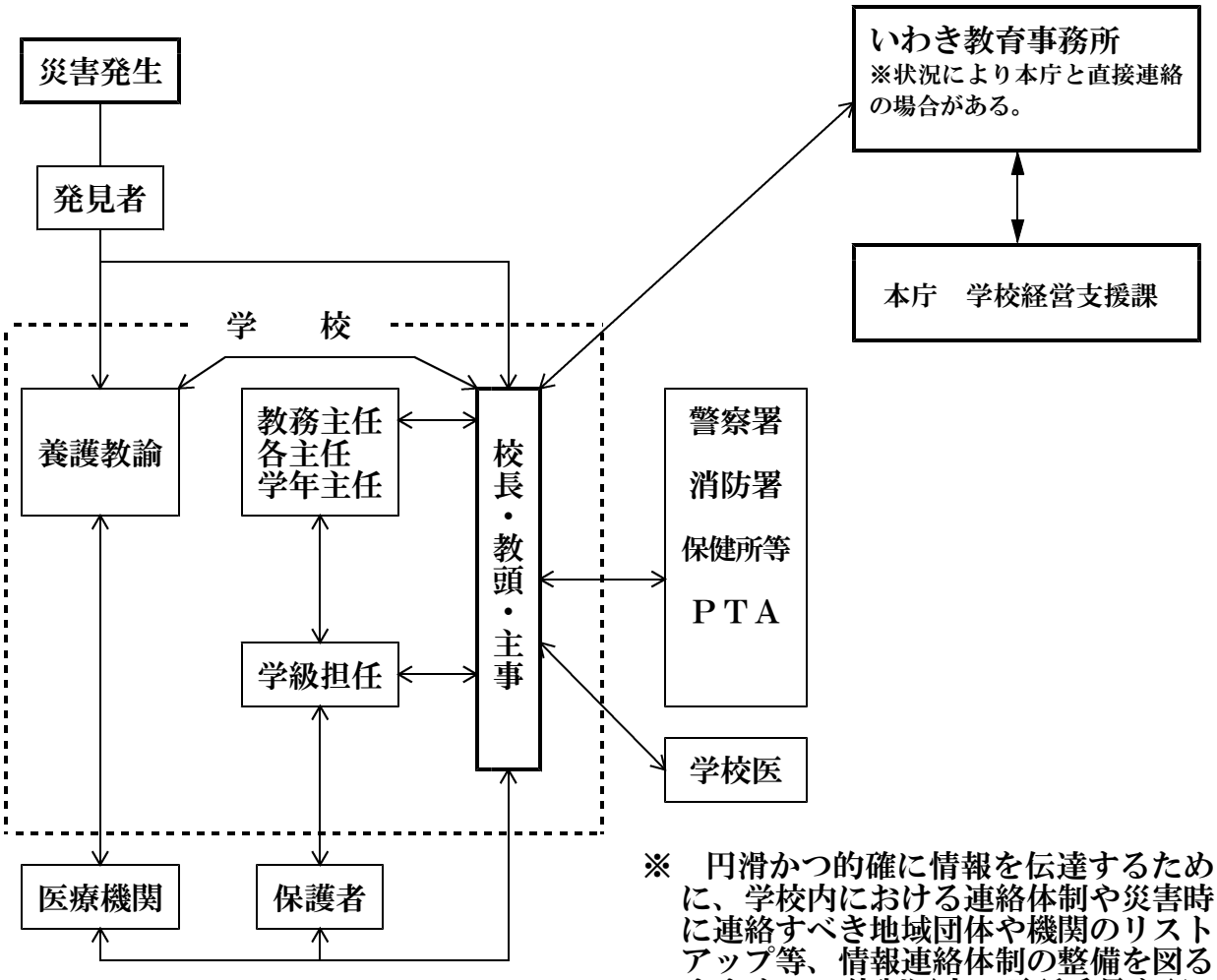

※　円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制や災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップ等、情報連絡体制の整備を図るとともに、体制図中に電話番号を記載し見易い場所に貼付しておく。

※　全市町村レベルの災害が発生し、しかも電話が不通の状態における教育委員会から全学校への連絡等は、校長会の緊急連絡網の協力を要請して伝令により行うことが想定されることも念頭に置く。

※　市町村立学校の場合は、市町村教育委員会を通じて教育事務所との連絡となる。

【避難所における学校施設利用計画】
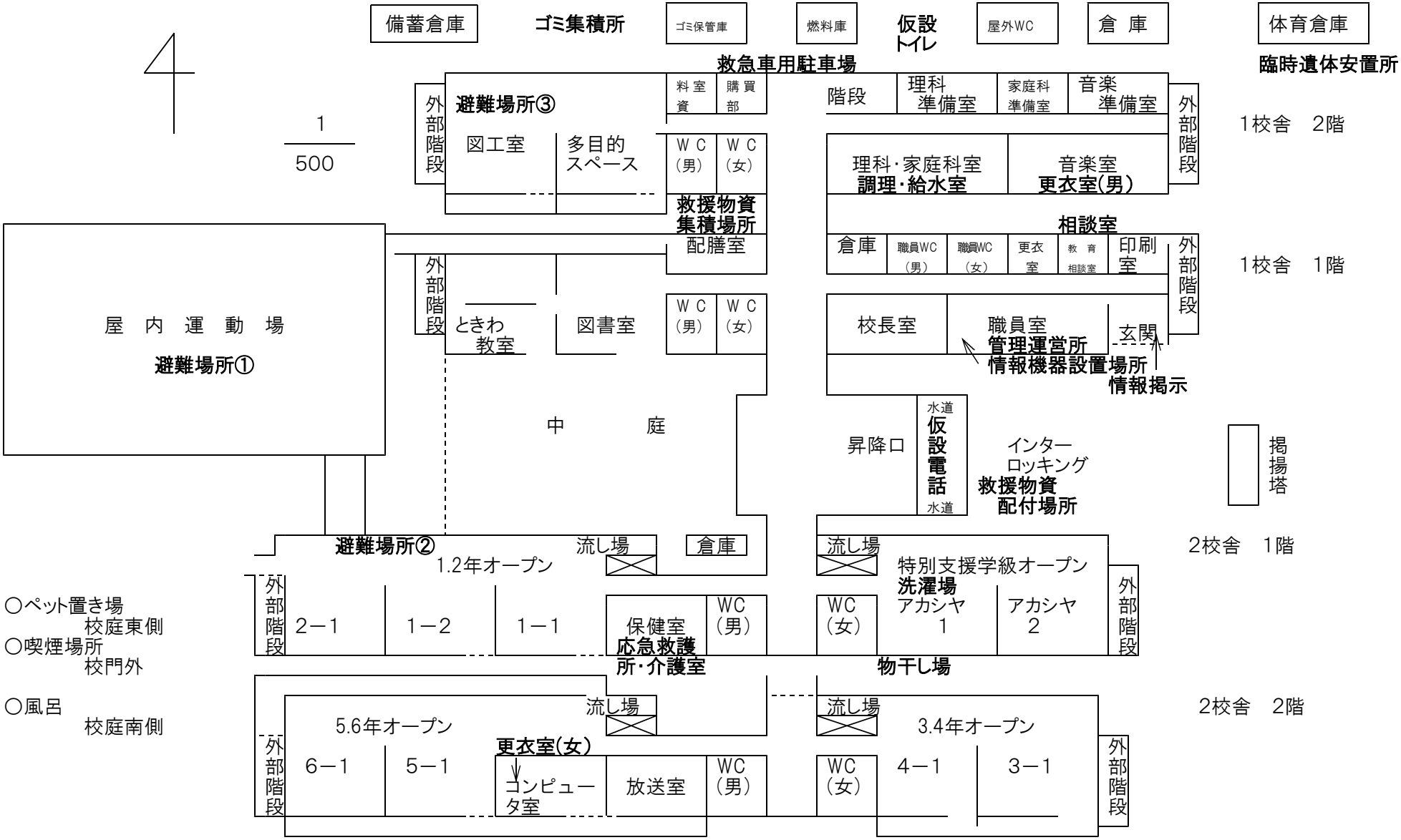
いわき市立湯本第二小学校